

To : Managing Director

CC: Accounting Manager

日本人の方に回覧してください

回
覧
印

バンコック銀行 回覧板

発行日: 7月3日 761号

受取利息にかかる源泉徴収税について

平素よりバンコック銀行への格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
弊行より、標記の件についてお知らせを致します。

この度、弊行では2019年6月28日(金)の普通預金利息支払の際に、15%の源泉徴収税を差し引かせて頂きました。これはタイ国関連法令に基づくもので、日本人を含むタイ国籍以外のお客様口座が対象となり、弊行は、お客様の弊行預金にて発生した受取利息等の情報をタイ国歳入庁に対して報告させて頂きます。

TAX IDを弊行にご登録頂いたお客様は、従前通り年間20,000バーツまでの受取利息(タイ国内、他行様分含む)につきましては源泉徴収適用外となります(※1)。

弊行へのTAX IDご登録をご希望のお客様は、通帳、パスポート、TAX IDカード(コピー可)をお持ちの上、弊行口座開設支店にてお手続きをお願いいたします。

また、弊行より発行される源泉徴収税納付書を年末の所得税等の申告時に提出することにより、税還付申請を行うことが可能となります(※2)。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(※1)年間受取利息20,000バーツまでの免税については、現時点で変更ございませんが、タイ国歳入庁の指示に基づき、源泉徴収税を差し引かせていただくこともございます。

(※2)還付可否の判断はタイ国歳入庁が行います。

以上

文責: 鈴木 森本

